

住所 北九州市小倉北区片野2丁目21番29—701号	住所 群馬県桐生市梅田町2丁目27番地3
皇浦智子 昭和36年8月20日生	デリウイック・デリアノ・フタワタリ 昭和55年4月26日生
全朱音 平成6年8月1日生	住所 東京都中央区晴海3丁目13番2—5116号
住所 大阪市北区中津2丁目3番23号	住所 東京平 昭和35年5月27日生
住所 福岡市中央区舞鶴1丁目8番26—520号	住所 岐阜市北一色2丁目6番10—101号
住所 群馬県高崎市三ツ寺町40番地7	住所 岐阜市北一色2丁目6番10—101号
李 昭和56年4月17日生	住所 東京都文京区春日2丁目4番5—302号
住所 群馬県高崎市三ツ寺町40番地7	住所 東京都文京区春日2丁目4番5—302号
金慶蘭 昭和57年4月24日生	住所 千葉県船橋市藤原1丁目17番17—201号
住所 東京都江東区亀戸9丁目10番1—1503号	住所 熊本 昭和55年2月28日生
本智山 昭和46年3月25日生	住所 横浜市中区和葉82番地1
徐春梅 昭和48年8月28日生	住所 李香居 昭和44年7月16日生
本綾宇 平成11年3月22日生	住所 横浜市戸塚区下倉田町794番地1
朴依宇 平成19年8月1日生	住所 吳玉蓮 昭和9年10月10日生
住所 東京都世田谷区桜丘4丁目3番10号	住所 神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷4丁目13番22号
曲麗芳 昭和51年1月21日生	アーン・アホストル・ヌギツト 昭和40年5月19日生
住所 東京都板橋区若木3丁目10番7号	住所 川崎市麻生区白鳥4丁目17番6号
張朔 昭和52年11月21日生	楊清莉 昭和53年10月12日生
住所 東京都渋谷区笹塚1丁目41番6—506号	住所 川崎市中原区上小田中6丁目27番3—903号
金成吾 昭和55年11月6日生	王巡 昭和51年1月21日生
住所 東京都江東区亀戸2丁目6番1—606号	住所 愛知県春日井市柏井町3丁目48番地
韋坤 平成4年7月4日生	田森中 昭和16年8月25日生
住所 名古屋市南区鳴浜町2丁目15番地1	成多惠子 昭和18年2月13日生
ジェミニン・アロージャー・ラエグ 平成11年12月10日生	田恭子 昭和44年2月15日生
住所 愛知県北名古屋市弥勒寺西1丁目93番地	住所 愛知県瀬戸市東松山町72番地7
テルシオ・セージ・フクジマ 平成5年2月15日生	金潤興 昭和44年10月8日生
住所 栃木県宇都宮市ゆいの杜3丁目3番22号	盧錦玉 昭和45年9月23日生
李燾宰 昭和63年12月26日生	住所 長野県上田市踏入2丁目14番22号
○外務省告示第二百二十五号	金采枝 平成8年2月10日生
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は「平成二十九年七月一日に効力を生ずる。ただし、第十二規則の二、第二十三規則の二、第四十一規則、第八十六規則及び第九十五規則の修正は、平成二十九年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用するものとし、第八十六規則及び第九十五規則の修正は、同条約第二十二條又は第三十九條に規定する行為が平成二十九年七月一日以降に行われた場合には、平成二十九年七月一日よりも前の国際出願日を有する国際出願について適用する。また、2.1の(a)の規定の修正は、国際出願日にかかわらず平成二十九年六月三十日まで効力を有するもの(2.1の(a)の規定に基づいてなされた補充国際調査請求の期限が平成二十九年七月一日において満了していない国際出願について適用するものとし、2.2の2.2の規定の修正は、平成二十九年七月一日以降の出願日を有する国際出願について適用する。なお、我が国については、特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の(e)に規定する通告を平成二十八年二月二十四日付けで国際事務局に行った。	

- 一 第十規則の二の表題を次のように改める。
- 二 第十二規則の二の表題を次のように改める。
- 三 第十二規則の二 先の調査に関する書類の出願人による提出の表題を次のように改める。
- 12の2.1 4.12の規定に基づく請求における先の調査に関する書類の出願人による提出
- 12の2.1 (a)中「(c)から(f)」を「(b)から(d)」に改め、12の2.1 (b)を削り、12の2.1 (c)中「並びに(b)(i)及び(iv)」を削り、「それら」を「それ」に改め、12の2.1 (c)を削り、12の2.1 (d)中「国際調査機関によつて行われた場合」を「国際調査機関」に、「及び(b)」及び「又は翻訳文」を削り、「これらの」を「(a)の」に改め、12の2.1 (d)を削り、「(e)を削り、12の2.1 (f)中「及び(b)」を削り、「又は翻訳文」を「[が受理官庁又は]に改め、「又は優先権書類の形式で」を削り、「当該国際調査機関」を「当該受理官庁又は国際調査機関」に、「写し又は翻訳文は」を「写しは」に改め、12の2.1 (f)を削り、12の2.1 (d)とする。
- 五 12の2.1の次に2.2の2.2の次として次のように加える。
- 4.12の規定に基づく請求における先の調査に関する書類の提出の国際調査機関による求め
- (a) 国際調査機関は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、事情に応じて相当の期間内に、出願人に対し、次のものを提出するよう求めることができる。
- (i) 関係する先の出願の写し
- (ii) 先の出願が当該国際調査機関が認めていない言語でされた場合には、当該国際調査機関が認める言語による当該先の出願の翻訳文
- (iii) 先の調査の結果が当該国際調査機関が認めていない言語で作成された場合には、当該国際調査機関が認める言語による当該先の調査の結果の翻訳文
- (iv) 先の調査の結果に列記された文献の写し

1  
45

23  
23